

公益法人科学技術交流財団あいちシンクロトロン光センター秘密保持方針

公益財団法人科学技術交流財団あいちシンクロトロン光センター（以下「センター」という。）は、センター利用者及び利用相談者（以下「利用者」という。）からセンターの利用にあたり開示された秘密情報の取扱いに関し、以下のとおり秘密保持方針を定めこれを遵守します。

1 定義

秘密情報とは、利用者から口頭、書面又は電子媒体等によりセンターに開示された利用者の営業上、技術上の情報及び個人情報並びに実験・測定に際して得られたデータ等を総称していいます。

ただし、次に掲げる事項に該当するものは除きます。

- ・既に公知のもの及びセンターの責に帰すことのできない事由により公知となったもの。
- ・利用者から開示された時、既にセンターが保有していたことを書面で証明できるもの。
- ・第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを書面で証明できるもの。
- ・第三者に開示することを書面により事前に承諾を得たもの。（成果公開無償利用事業を含む）
- ・法令又は官公庁の命令に従って開示を要求されたもの。

2 秘密保持

センターは、秘密情報を厳重な注意を以て管理、保管します。ただし、実験・測定に際して得られたデータ等については、利用者がセンターに保管を一任する場合を除き破棄します。

そのために、次の事項を遵守します。

- ・秘密情報はセンターの利用に関して使用するのみとし、他の目的のために使用しません。
- ・秘密情報については、原則としてその一部又は全部を複製しないものとします。やむを得ず複製する場合には、秘密情報であることを明示します。
- ・秘密情報については、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏洩等が発生しない様に適正に管理し、そのために必要な予防・是正措置を講じます。
- ・秘密情報を業務上やむを得ずセンター職員間で共有する際には、必要最小限の人数に限るとともに、その情報が秘密情報であることを徹底し、秘密保持の義務を課します。

3 秘密保持のための取組みの維持と継続

センターは、秘密保持のための取組みや体制等については、業務内容の変化及び事業を取り巻く法令、社会環境、IT環境等の変化に応じて、継続的に見直し、改善します。

4 協議事項

本方針に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、センターと利用者は相互に誠意を持って協議し、その解決にあたるものとします。

制定日：2017年4月1日